

吉野川市低入札価格調査制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、吉野川市が発注する建設工事について、当該工事の契約内容に適合した履行の確保を図るため低入札価格調査制度を設け、制度の実施に必要な事項を定めるものとする。

(調査対象工事)

第2条 本制度の対象は、原則として、総合評価落札方式により入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）とする。

(調査基準価格の確定)

第3条 市長は、対象工事に係る工事請負契約を締結しようとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を算出する。

2 調査基準価格（税抜き）は、次式により算出するものとする。なお、調査基準価格（税抜き）は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。

調査基準価格（税抜き）＝低入札価格調査基本価格（税抜き）×ランダム係数

3 低入札価格調査基本価格（以下「調査基本価格」という。）（税抜き）は、次の各号に掲げる式により算出するものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、調査基本価格（税抜き）は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。ただし、算出した調査基本価格（税抜き）が、予定価格（税抜き）の $\frac{9.2}{10}$ を超える場合は予定価格の $\frac{9.2}{10}$ を調査基本価格とし、予定価格の $\frac{7.5}{10}$ に満たない場合は予定価格の $\frac{7.5}{10}$ を調査基本価格とする。

(1) 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事 [直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.55]

(2) 建築工事 [(直接工事費×0.9)×0.97＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.9＋一般管理費等×0.55]

(3) 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事 その主たる工種の算式
(調査基準価格の事後公表)

第4条 調査基準価格は、建設部監理課において入札の事後に公表する。

(失格基準)

第5条 調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低入札者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、次条に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格とする。

- (1) 入札価格(税抜き)が失格基準価格(税抜き)を下回る価格であるもの
- 2 失格基準価格(税抜き)は、次式により算出するものとする。なお、失格基準価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。また、建設部監理課において入札の事後に公表する。

失格基準価格(税抜き) = 失格基本価格(税抜き) × ランダム係数

- 3 失格基本価格(税抜き)は、次に掲げる式により算出するものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、失格基本価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。ただし、算出した失格基本価格(税抜き)が、予定価格(税抜き)の~~9.2~~ / 10を超える場合は予定価格の~~9.2~~ / 10を失格基本価格とし、予定価格の~~7.5~~ / 10に満たない場合は予定価格の~~7.5~~ / 10を失格基本価格とする。

イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事 [直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.85 + 一般管理費等 × 0.55]

ロ 建築工事 [(直接工事費 × 0.9) × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + (直接工事費 × 0.1 + 現場管理費) × 0.85 + 一般管理費等 × 0.55]

ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事 その主たる工種の算式

- (2) 入札時に提出された工事費内訳書の記載金額が、次の数値的判断基準のいずれかひとつでも満たさないもの(電気通信設備工事及び機械設備工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工場製作を含む工事並びに総合評価落札方式において技術提案をもとに設計金額を作成する場合は、この基準は適用しない。)

イ 直接工事費が設計金額における直接工事費の75%以上

ロ 共通仮設が設計金額における共通仮設の70%以上

ハ 現場管理費が設計金額における現場管理費の70%以上

ニ 一般管理費等が設計金額における一般管理費等の30%以上

- (3) 第7条の規定により、次条に定める調査を辞退しているもの
(調査の実施)

第6条 市長は、評価値の最も高い者が低入札者である場合は、落札者の決定を保留したうえで、当該入札者を落札候補者とし、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるか否かを判断するため、次の各号に掲げる項目のうち必要な項目について、落札候補者に対して期日を定めて調査に必要な書面を提出させるとともに、事情聴取を行う等の方法により調査を実施する。なお、調査に使用する入札価格の内訳書は入札時に提出させたもので行うこととする。

- (1) その価格により入札した理由(安全で良質な施工ができる理由)及び入

札価格の内訳書等の徴取（理由を説明する手持工事、地理的条件、手持資材、資材購入関連、手持機械数等の状況）

（２） 過去２年間に完成した吉野川市発注工事の工事成績

（３） 経営状況（保証会社等へ照会）

（４） その他の必要な事項

２ 前項の場合において、評価値の最も高い者が２以上あるときは、入札価格の低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が同じ者が２以上あるときは、それらの者の中から徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に装備されている電子くじにより決定された者を落札候補者とする。

（調査の辞退）

第７条 入札に参加しようとする者は、入札参加に伴う申請書等の提出時に、開札の結果自らの入札価格が調査基準価格を下回った場合に前条の調査を受けることをあらかじめ辞退することができる。

（審査の実施）

第８条 市長は、第６条の調査結果を吉野川市総合評価競争入札審査会設置要綱（平成２０年吉野川市訓令第１０号）に規定する吉野川市総合評価競争入札審査会（以下「審査会」という。）に報告し、審査を求める。

（落札者の決定）

第９条 市長は、審査会での審査の結果、当該工事の契約内容に適合した履行がなされると認められた場合は落札候補者を落札者とするが、適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は落札候補者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が低入札者であった場合には、第６条から前条までに規定する手続による。

（落札者の通知）

第１０条 落札結果は、電子入札システムによる入札参加者にあつては、電子入札システムにより通知し、紙入札方式による入札参加者にあつては、吉野川市ホームページへの公表をもって通知したものとする。

（入札参加者等への周知）

第１１条 本制度の円滑な運用を図るため、入札説明書等において次のことを周知し、問題が発生しないよう配慮する。

（１） 低入札価格調査制度を適用すること。

（２） 調査基準価格及び失格基準が設定されること。

（３） 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果

の通知方法

- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

(契約締結時における取扱い)

第12条 市長は、第9条の落札者が低入札者であった場合は、契約締結をしようとする者に対し次の条件を付す。なお、入札説明書等においてこれらの条件を周知し、問題が発生しないよう配慮する。

- (1) 吉野川市公共工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第4条に定める保証の額は請負代金額の10分の3以上、~~同第4-5条の2~~同第5-1条に定める違約金の額は10分の3となること。
- (2) 契約約款第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加え、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該建設工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を1名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。
- (3) 契約約款~~第3-4条~~第3-5条に定める前金払ができる額は、請負代金額10分の2以内となること。
- (4) 下請業者に対する下請代金の支払い状況等について報告を求め、必要がある場合には、ヒアリング等を行うこと。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。